

宮城県消防操法大会のあり方検討会設置要綱（案）

（目的）

第 1 消防団等を取り巻く時代の変化を踏まえ、災害対応に必要な消防技術の向上と宮城県消防操法大会（以下「県大会」という。）に関する負担軽減を両立させる県大会のあり方について検討するとともに、その検討成果を報告書として取りまとめることにより、県大会を通じた消防団活動の持続可能性を確保し、地域防災力の充実強化を図ることを目的として、「宮城県消防操法大会のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 検討会は、次の事項について所掌し、検討を行う。

- （1） 災害対応に必要な消防技術の向上と県大会に関する負担軽減を両立した新しい運営方式など、県大会のあり方の検討に関すること。
- （2） 検討成果としての報告書の作成に関すること。
- （3） その他、県大会を通じた消防団活動の持続可能性確保に関すること。

（組織）

第 3 検討会は、別表に掲げる委員（計 13 名）をもって組織する。

- 2 検討会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は、会務を総理し、検討会の議長となる。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

（任期）

第 4 委員の任期は、委嘱の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第 5 検討会の会議は、宮城県復興・危機管理部消防課長及び公益財団法人宮城県消防協会事務局長が招集する。

(事務局)

第6 検討会の事務局（ファシリテーター及び会議準備等）は、宮城県復興・危機管理部消防課及び公益財団法人宮城県消防協会事務局に置く。

(設置期間)

第7 検討会の設置期間は、令和9年3月31日までとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月25日から施行する。

別表（第3条関係）

検討会委員構成

区 分	役職名等	定 数
地区支部代表	宮城県消防協会各地区支部代表者	10名
消防学校	宮城県消防学校 副校長兼教務部長	1名
宮城県	宮城県復興・危機管理部 消防課長	1名
消防協会	公益財団法人宮城県消防協会 事務局長	1名
合 計		13名